

## 郵政民営化委員会（第58回）議事要旨

日時：平成21年7月30日（木） 10：00～12：05

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名出席）

- 議題1として、郵便局株式会社等から、資料1に基づき、郵便局株式会社の新規業務（郵便事業株式会社集配センター及び郵便集配所における作業状況等の確認事務）について、説明があった。

これに対し、委員からは

- ・郵便局長が併設する集配センター等の作業状況等の確認業務を新たに行うようになった要因は何か。昨年発生したJRコンテナ貨物内残留事故と関係があるのか。

（←「その事故とは直接の関係はない。総務省から従来から広く一般的な指導を受けているところであり、その中で管理体制の充実を図ったものである。」との回答あり。）

- ・今回新たな管理体制を入れることにより、二重・三重の管理体制ということで、コストと手間がかかっているのではないか。以前は一体化して行われていたものが、分社化に伴い、従来かからなかったコストと手間がかかる典型的な事例として批判されるということにはならないのか。

（←「集配再編というものは民営化前に実施したものであり、合理化のメリットはあったものの、それに伴い生じた管理体制の不備について、今回工夫をして対応するものである。また、コストアップという点については、郵便局の業務に支障のない範囲内で対応可能な郵便局長が行うものであり、いわば未利用の資源の活用でもある。」との回答あり。）

- ・民営化については、利用者利便の向上が図られているという点が非常に重要だとよく国会等から指摘を受けているところである。例えば、全国の郵便残留物数について、システムを活用して日々の把握を行うことができれば利用者に対するサービス向上になるのではないか。郵便事業の質の向上という形でアウトプットをきちんと出すということは、民営化はよい試みであったと国民に評価されることにつながる。今回の報告の延長線として検討してもらいたい。

（←「郵便物の残留については、現在、現場では個別にデータとして把握しているが、本社としては個別に把握までできるような状態にはなっていない。御指摘は承っておきたい。」との回答あり。）

- 次に、議題2として、日本郵政株式会社から、資料2-1から資料2-4に基づき、日本郵政株式会社法第14条第2項に基づく監督上の命令により講じた措置等について、説明があった。

これに対し、委員からは

- ・これまで講じてきた帳簿価格10億円以上の案件だけではなく、今回2億円以上の案件について、取締役会に付議するとの説明があったが、バルクではなく個別に売却するとなると取締役会にとってかなりの負担になるのではないか。

(←「2億円以上の案件を付議することとしたのは、取締役会ではなく経営会議である。そのうち重要案件だけが取締役会に付議されることになる。なお、過去の実績等からすれば年間の案件は50件から60件程度と想定している。」との回答あり。)

- ・今回、不動産売却等に係る手続は非常に整備されると思うが、実際に執行していくに際して、煩雑すぎて執行体に負担が大きすぎるのではないか。

(←「そもそも公社時代も2億円以上は大臣の認可が必要であったし、また不動産売却等審査会のメンバーは部長クラスであり、それほど大きな事務負担にならないと思っている。」との回答あり。)

- ・かんぽの宿について、飲食・売店等の委託部門の直営化等を推進することにより黒字化を目指すというような説明があったが、買い手がその飲食部門等を必要としない場合もあり、中途半端な黒字化はかえって良くないのではないか。業務改善に注力するよりは、そもそも本業に資源を特化するために、将来的には売却するという前提でことに当たるべきではないか。

(←「ホテル業では、飲食部門が一番儲かる部門であり、そこを委託に出している事例の方が異例である。会社としては、従来から経営改善には努めてきているところであり、今回の総務省からの指摘を踏まえつつ、平成24年9月末までには譲渡又は廃止しなければならないという法律の要件を前提に、黒字化に向けて努力を行っていきたい。」との回答あり。)

- ・不動産等の処分については、手続の透明性に十分配慮して、国民に疑義が生じないようにすることが一番重要である。

- 最後に、議題3として、郵便事業株式会社から、資料3に基づき、心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用を踏まえたリスク管理態勢について、説明があった。

これに対し、委員からは

- ・心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用事案に関しては、なぜこのようなことが発生したのかその原因にまで立ち返り、総括すべきはきっちりと総括し、国民が納得できるような調査をやってほしい。その一方で、この事案への対策を講じたことにより、本来の利用者である心身障害者団体が制度を利用しにくくなれば、本末転倒なことになるのでその辺はよく留意してほしい。
- ・日本郵政のように巨大な組織では、単に管理を強化するだけでは再発を防止できない。再発防止のためには、現場でおかしいなと気づいたことを、現場の職員が自分のキャリアが傷つかないような形で報告できる仕組みが必要だ。
- ・会社の上層部でだけでPDCAサイクルを回していても、コンプライアンスは実現しない。現場の提案を求めたり、現場で物事の是非が判断できるようにしていく必要がある。
- ・今後の心身障害者用低料第三種郵便物の制度の運用改善にあたっては、広告の掲載割合とか有料販売割合といった形式的な審査基準だけでなく、本来の制度趣旨に立ち返って、あるべき姿をよく検討してほしい。

(←これらの委員からの指摘に対し、「御指摘を踏まえよく検討していきたい。」との回答あり。)

- 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。